



宜野湾市告示第 126 号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項の規定により、平成 27 年度宜野湾市告示第 39 号にて告示した特定事業の見通しを下記の通り変更したので、次のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 29 日

宜野湾市長 松川 正則



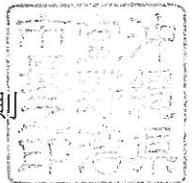
- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 学校
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 131,000平方メートル

宜野湾市告示第127号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第13条第1項の規定により、特定事業の見通しを定めたので、次のとおり告示する。

令和4年7月29日

宜野湾市長 松川 正則



- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 児童厚生施設
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 6,400平方メートル



宜野湾市告示第/38号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第13条第1項の規定により、特定事業の見通しを定めたので、次のとおり告示する。

令和4年8月19日

宜野湾市長 松川 正則



- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 学校
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 8,000平方メートル

宜野湾市告示第 47 号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第13条第1項の規定により、特定事業の見通しを定めたので、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

宜野湾市長 松川 正則



- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 官公庁舎
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 50,000平方メートル

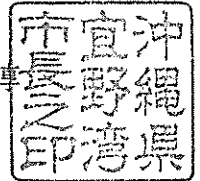


宜野湾市告示第 37 号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項の規定により、特定事業の見通しを定めたので、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳



- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 スポーツ施設
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 71,700平方メートル

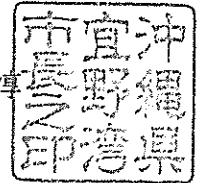


宜野湾市告示第 36 号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項の規定により、特定事業の見通しを定めたので、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳



- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 教育文化施設及び公民館等
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 14,800平方メートル



宜野湾市告示第 35 号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項の規定により、特定事業の見通しを定めたので、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

宜野湾市長 佐喜眞 洋



- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 消防施設
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 6,200平方メートル